

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人粒豊福社会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、社会福祉法人粒豊福社会定款第17条で選任された理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときはその出席日数1日につき報酬5,000円を支給する。

2 監事が監査の業務に当たったときは、その出席日数1日につき8,000円を支給する。

3 役員が書面又は電磁的記録により、同意の意思を示して決議があった場合は報酬5,000円を支給する。

4 役員が業務を行った場合は1日につき報酬5,000円を支給する。

5 理事、監事に対して各年度の総額が300,000円を越えない範囲で支給する。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員が勤務時間内に理事会へ出席したとき、この規程を適用しない。

付 則

この規程は平成24年4月1日から適用する。

この規程は平成29年2月14日から適用する。

この規程は平成29年6月13日から適用する。

この規程は平成30年6月22日から適用する。

この規程は令和2年6月24日から適用する。

評議員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人粒豊福祉会の評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう評議員とは社会福祉法人粒豊福祉会定款第6条で選任された評議員をいう。

(報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席したときはその出席日数1日につき報酬5,000円を支給する。

2 評議員が書面又は電磁的記録により、同意の意思を示して決議があった場合は報酬5,000円を支給する。

3 評議員が業務を行った場合は1日につき報酬5,000円を支給する。

付 則

この規程は平成29年6月13日から適用する。

この規程は令和2年6月24日から適用する。